

那珂市読書活動推進計画（案）

（平成21～25年度）

平成21年10月

那珂市
那珂市教育委員会

目 次

I	計画策定の目的と背景	2
II	計画期間	3
III	基本方針	3
IV	実施計画	4
(1)	市民が読書に親しむ機会の提供及び充実	4
①	家庭における子どもの読書活動の推進	4
②	市立図書館における子どもの読書活動の推進	5
③	学校における子どもの読書活動の推進	5
④	大人の読書活動の推進	6
⑤	市立図書館の人的体制の充実	7
⑥	ボランティア団体・個人の活動に対する支援	7
(2)	地域・学校等の場における読書環境の整備	8
①	市立図書館の資料・サービスの充実	8
②	保育所、幼稚園、子育て支援センターにおける読書活動の推進	9
③	学童保育所における読書活動の推進	10
④	学校図書館の「学習・情報センター」機能の充実	10
⑤	学校図書館の活性化を図るための人的体制の整備	11
(3)	市民の読書活動に関する理解と関心の普及	12
①	啓発・広報活動の推進	12
V	計画を推進する体制	14
(1)	図書館協議会	14
(2)	読書活動推進会議（仮称）	14

◆関係資料◆

◎	子どもの読書活動の推進に関する法律	15
◎	衆議院文部科学委員会における附帯決議	17
◎	子どもの読書活動の推進に関する法律の施行について（文部科学事務次官通知）	18
◎	学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について（文部省初等中等教育局長通知）	22

I 計画策定の目的と背景

幼児期からの読書は、子どもが成長する過程において、「考える力」、「感じる力」、「表す力」等を育てるとともに、豊かな情操を育みます。子どもの読書は、言葉を覚え、読む力を身につけることにより、創造力や感性を豊かなものにし、自己表現力を高め、生きる力を育むために最も重要な活動の一つです。

読書が好きな人は、生涯にわたり、読書を通して、非日常の世界を楽しむ、新しい価値観を見出す、教養を高めるなど、常に知的好奇心を満たそうとした生き方をしています。

しかしながら、近年、インターネット、携帯電話、テレビゲームなどの急速な普及による情報化社会の進展は、生活の利便性を高め、余暇時間の過ごし方が多様化する一方で、国民の活字離れ・読書離れや国語力の低下、コミュニケーション能力の不足など、学業や仕事の面ばかりではなく、日常生活においてもマイナスの影響をもたらしていると指摘されています。特に、最近、携帯電話を片時も離すことができない、いわゆる「携帯依存症」的な若者が増加してきていることは、誠に憂慮すべき事態であります。

こうした中、国は、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に役立てるために、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

また、文字、活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、知的で心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に寄与することを目的とした「文字・活字文化振興法」を平成17年7月に施行しています。

茨城県でも「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて、平成16年3月、国の基本的な計画を基本とした実施計画（行動プラン）として、家庭・地域・学校などが一体となって取り組むための施策の基本方向と具体的な取組の指針となる「いばらき子ども読書活動推進計画」を策定しました。

本市におきましては、市立図書館を読書活動推進の拠点として位置づけ、乳幼児から高齢者まで、世代の枠にとらわれず、市民の読書環境の整備を図り、一人でも多くの市民が読書を生活の一部として取り入れ、文化的で生きがいのある暮らしができるよう、ここに「那珂市読書活動推進計画」を策定します。

Ⅱ 計画期間

平成21年度から25年度までの5年間とします。

Ⅲ 基本方針

人それぞれに本を読む場合、「目的のない読書」と「目的のある読書」の2通りがあります。

- ・単に余暇時間を過ごすため
- ・気分転換のため

などは「目的のない読書」ですが、「目的のある読書」は、次のようにいろいろあると考えられます。

- ・学業や仕事に必要な知識を得るため
- ・就職や現在の仕事に必要な資格を取るため
- ・趣味を楽しむため
- ・教養を高めるため
- ・子どもの教育のため
- ・健康、冠婚葬祭など日常生活に必要な知識を得るため

また、同じ人でも、時間帯、場所、その時の精神状態等によって、読書の目的が違ってくるはずです。

そもそも、本を読むということは、本を広げ、目で活字を追い、脳の中で活字を言葉に置き換え、文脈を理解し、記憶する一連の作業を繰り返す行為です。

一人自分と向き合い、肉体的には極めて単調な行動ですが、あくまでも自らの自由な意志に基づくものであります。決して他人から強制されて行うものではありません。

『子どもの読書活動の推進に関する法律』を審議した衆議院文部科学委員会においては、「本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること」と附帯決議がなされ、地方公共団体の計画が個人の自主的な読書活動を阻害しないよう配慮すべきとしています。

したがって、本計画は、『子どもの読書活動の推進に関する法律』の基本理念に則り、市民が読書を強制されたり干渉されたりされることなく、自由で主体的な読書活動ができる環境を整備することを目的に、次の3つの柱を基本方針といたします。

- (1) 市民が読書に親しむ機会の提供及び充実
- (2) 地域・学校等の場における読書環境の整備
- (3) 読書活動に関する理解と関心の普及

IV 実施計画

(1) 市民が読書に親しむ機会の提供及び充実

①家庭における子どもの読書活動の推進

乳幼児期から家庭や保育所・幼稚園など子どもの居場所において、周囲の大人たちが子どもに愛情あふれる言葉をかけたり、絵本を読んでも聞かせたりすることによって、子どもは成長とともに言葉を覚え、次第に「本を読む力」を身に付けていきます。

まだ自分で本を読むことができない乳幼児にとって、人が優しく語りかけることにより、耳に届いた言葉で少しずつ想像力を働かせることができるようになり、「読書」という行為へ歩み出すこととなります。

とりわけ、家庭においては、子どもが読書に対する興味や関心を持ち、読書を習慣づけるようにするためには、親がゆったりとした気持で子どもに本を読み聞かせることが必要です。子どもの成長に合わせて、多くの本との出会いの機会を提供していくことが極めて重要です。

子育て支援の事業や家庭教育に関する講習会などの機会を通じて、乳幼児期からの読書の重要性について、関係者に働きかけ、理解を促進します。また、幼稚園・保育所・学校においても、保護者に対し、子どもの健全な発達のために、できるだけ子どもと一緒に本を読む時間を生活の一部に取り入れてくれるよう啓発活動に努めます。

さらに、乳幼児の健康相談事業等の機会を捉えて、子どもが本を好きになるきっかけづくりを行います。市立図書館職員とボランティアとが協力して、健康相談に参加した親子に読み聞かせを行ったり、おすすめの絵本や紙芝居を紹介したりして、家庭における読書活動を支援してまいります。

【施策】

- ◆ 母子健康手帳交付時や母親学級（妊娠中）、乳児（4か月、7か月、10か月、12か月）健康相談、3歳児健康診査などの場において、ことばの発達に必要な語りかけや本の読み聞かせの重要性について、保護者の理解の促進を図る。【健康推進課】
- ◆ 4か月乳児健康相談時に、親子の読書のきっかけづくりとしてブックスタートを行い、絵本を配布する。【市立図書館、こども課、健康推進課】
- ◆ さまざまな子育て支援事業をとおして、子どもとその保護者に対

し、読書習慣が身につくよう啓発活動を行う。【こども課】

- ◆ 小学校等の入学時保護者説明会など、幼稚園・保育所・学校の保護者会等の場において、家庭における読書の重要性について理解の促進を図る。【こども課、学校教育課】

②市立図書館における子どもの読書活動の推進

多くの人との出会いがその人の成長を促すように、さまざまな本との出会いは、子どもの心を育て、子どもをより大きく成長させます。感性を磨き、表現力を高め、想像力・創造力を育み、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで、豊かな読書体験が大きな意味を持つこととなります。

市立図書館では、幼児・児童を対象に、児童ボランティアによる「おはなし会」を実施しています。毎週1回のペースで開催し、次第に定着してきて、参加者が増えてきています。幼児・児童の保護者に対し、「おはなし会」への参加や市立図書館の利用について、引き続きPRを積極的に務めてまいります。

「おはなし会」で使用することが多い紙芝居、大型絵本については、市立図書館が積極的に収集し、保育所、幼稚園、子育て支援センターなどへ団体貸出を行います。

【施策】

- ◆ 幼児・児童の保護者に対し、さまざまな機会をとらえ「おはなし会」をPRする。【市立図書館】
- ◆ 個人で購入しにくい紙芝居、大型絵本の充実を図り、所蔵リストを図書館ホームページに掲載する。【市立図書館】
- ◆ 「ブックトーク[↓]」の技能を修得できる研修に参加する。【市立図書館】

③学校における子どもの読書活動の推進

自由な読書活動の場として、学びの場として、学校図書館は、子どもの知的好奇心を育む重要な拠点です。

学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心

[↓]「ブックトーク」：テーマにそったいくつかの本を紹介したり、さまざまなジャンルの本を取り上げたりして、本に対する興味や関心を高め、子どもが読書好きになるきっかけづくりとして、効果的な手法です。

等と呼び起こし、豊かな心を育む、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能を果たす役割があります。

学校図書館の機能を十分発揮させるには、子どもたちに、読書の魅力や、本を使って調べ、学ぶことを教えてくれる大人の存在が不可欠です。

司書教諭・学校司書などの学校図書館関係者と市立図書館司書やボランティアとが連携して、子どもたちの心を育てる学びの場として、学校における多様な読書活動を支援してまいります。

【施策】

- ◆ 学校司書による適切な資料の提供、発達段階に応じた本の紹介を行う。【学校教育課】
- ◆ 司書、ボランティアなどによる読み聞かせやブックトークを行う。【学校教育課】
- ◆ 図書整理、本の修理などを行う学校図書館ボランティアを募る。【学校教育課】
- ◆ 「朝の読書」を継続して実施する。【学校教育課】
- ◆ 資料の活用にあたっては、市立図書館や県立図書館の団体貸出制度を積極的に活用する。【学校教育課】
- ◆ みんなにすすめたい1冊の本推進事業（年間、小学校50冊・中学校30冊）による読書達成率の向上を図る。【学校教育課】

④大人の読書活動の推進

週休2日制の定着や高齢者人口の増大により、自分の自由となる時間を趣味や教養のために過ごす市民が多くなってきています。読書を趣味とする人ばかりではなく、文化的な教養娯楽を求める人、資格を取るための勉強する人など、さまざまな人が市立図書館を活用しています。

家族で図書館や書店へ行ったり、自宅で読書をしたりする姿を子どもたちに見せるなど、大人が本に触れあう行動は、子どもの読書活動推進にも大きな影響を与えます。

また、読書習慣の少ない一人暮らし高齢者の中には、一日中テレビを見て過ごす人も少なくありません。引きこもりがちな高齢者が生きがいのある生活を送ることができるよう、ボランティアによる朗読会の実施など市立図書館の利用を促進します。

【施策】

- ◆ 市立図書館の新規利用登録を促進する。【市立図書館】
- ◆ 資料リクエストなど市立図書館に対する利用者のニーズに可能な限り迅速に対応する。【市立図書館】
- ◆ 市立図書館に大活字本の充実を図る。【市立図書館】
- ◆ 市社会福祉協議会や高齢者クラブなどに対し、高齢者向けの朗読会等の開催を働きかける。【市立図書館、市社会福祉協議会】
- ◆ ボランティア等と協力して読書グループの結成を支援する。【市立図書館、生涯学習課、市社会福祉協議会】

⑤市立図書館の人的体制の充実

市立図書館の利用者は、オープン以来、着実に増加し、休日は平均約1,400人の来館者があります。図書館業務にあたる司書は、1日8人の勤務体制ですが、利用者登録・貸出・返却・配架・レファレンスの業務以外にも、延滞者に対する督促、寄贈受入、予約・リクエストの受付・連絡、選書・発注などさまざまな業務があります。

これらのサービスのほか、子どもが読書活動の推進に効果的な読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング[※]などの図書館サービスをさらに充実させるためには、それらの技能を身に付けた必要な司書の配置が必要です。

【施策】

- ◆ 市立図書館司書の増員を図り、図書館サービスを充実させる。【市立図書館】

⑥ボランティア団体・個人の活動に対する支援

市立図書館の配架・児童・修理等のボランティアや市内の読み聞かせサークルは、それぞれの団体の活動目的に沿って、市立図書館、「らぽーる」、公民館、学校、学童保育所などにおいて、読書活動の推進に関する理解や関心を広め、読書に親しむ機会を提供するなど、熱心に活動を行っています。

読書活動を推進するボランティア団体間の情報交換や交流を一層促

[※]「ストーリーテリング」：話し手が本を介さずに、絵本や昔話の物語を自らのことばで聞き手に語ってきかせること。聞き手の子どもは、絵本の絵を見ないことで自由に想像力を膨らませることができる。

進するとともに、活動の場やスキルアップのため研修機会を提供するなど、ボランティア活動を支援してまいります。

【施策】

- ◆ ボランティア活動に必要な機材の貸出、資料・情報等の提供、研修機会や活動の場を広げるなどの支援をする。【市立図書館】

(2) 地域・学校等の場における読書環境の整備

①市立図書館の資料・サービスの充実

公共図書館は、生涯学習の拠点施設の一つであり、子どもからお年寄りの方まで市民の読書活動の拠りどころとして中核的な役割を果たすことが求められています。

長年市民から待ち望まれていました市立図書館は、「いつでも気軽に立ち寄れる図書館」をコンセプトに平成18年10月にオープンしました。利用者の利便性を考慮し、ICタグとともにカードなしで利用できる「手のひら静脈認証」システムを全国で初めて導入しました。しかし、開架書庫の収蔵能力は15万点ですが、市財政の厳しい状況により、やっと、10万点に到達したという状況であり、限られた予算の中で利用者の多様な要望にいかに応えていくかが当面の課題であります。

市立図書館では、読書の手助けとして、「社会的な関心を集めているテーマにそった特集コーナーの設置」、「新着図書のご案内」、「おはなし会」などを実施していますが、読書活動を推進するうえで十分な図書館サービスを提供しているとは言えない現状です。

市立図書館が市民に開かれた身近な生涯学習施設としての機能を果たすためには、市民ニーズに対応した図書館サービスを充実させ、「読書に関する講座」、「ブックトーク」などの事業実施について今後取り組んでいく必要があります。

また、市民からの多様な読書活動のニーズに応えるために、常に図書館職員としての専門的知識と技能の向上に努めます。職場内における職員研修・ミーティングを定期的実施するほか、県立図書館等の関係機関が実施する研修に積極的に職員を派遣するなどして、職員の資質の向上を図ります。特に、専門的知識を必要とするレファレンスや児童サービスについては、重点的に司書のスキルアップに取り組むものとします。

障がい者や外国人など特別な配慮を必要とする市民に対しては、さまざまな図書館サービスの展開が求められます。これらの要望に応えるためには、必要な知識や技術を有する人をボランティアとして募るなど、利用しやすいサービスの提供に努めます。

市民全体の読書活動を底上げするために、図書館を支えるボランティアと協力して、学校、幼稚園、保育所、PTA、子育て支援センター、高齢者クラブ、障がい者団体など関係機関と緊密に連携して市民の読書活動を推進します。

【施策】

- ◆ さまざまなジャンルの図書について、計画的に収集する。特に、質の高い児童書の充実に努める。【市立図書館】
- ◆ 「読書に関する講座」、「ブックトーク」など市民の読書意欲を高める事業を企画する。【市立図書館】
- ◆ 司書としての専門的知識と技能の習得のため、定期的に職場内研修を行うほか、県立図書館等が実施する研修会に職員を参加させる。【市立図書館】
- ◆ 障がい者、外国人など特別な配慮を必要とする市民に対しては、障がい者のための代読サービスや大活字本の収集、外国人のための外国図書の資料収集・整理など必要なサービスの提供に取り組んでいく。【市立図書館】

②保育所、幼稚園、子育て支援センターにおける読書活動の推進

乳幼児は、耳で感じる心地よい音の響きやリズムによって、その後の読書の基礎となる言葉の力を獲得できると言われています。

幼稚園や保育所等においては、保護者やボランティアの協力を得て、わらべ歌を通して言葉のリズムを学んだり、絵本・紙芝居などの読み聞かせを行ったりして、乳幼児が本を好きになる基礎的な言語能力を伸ばす効果的な活動に取り組みます。

【施策】

- ◆ わらべ歌や絵本等による読み聞かせなどの機会を増やし、読書の楽しさを教えていく。【こども課、学校教育課】
- ◆ 保育所等に備え付けていない大型絵本、紙芝居など市立図書館の団体貸出制度の利用促進をする。【こども課、学校教育課】
- ◆ 保育士・教諭に対し、読み聞かせ、ストーリーテリング等の知識

と技能を修得できるよう、研修会や講座への参加を促進する。【こども課、学校教育課】

③学童保育所における読書活動の推進

主に小学校低学年の児童が利用する学童保育所は、共働き・一人親家庭の児童が放課後から保護者が帰宅するまでの時間を安全に過ごす場所です。宿題をしたり、安全に遊んだりして、比較的自由に使える時間があり、読書をする機会を設けるのに適した施設です。

低学年児童は、書かれている事柄の順序や場面の様子などに気づきながら読むことができるようになり、楽しんで読書しようとする態度が養われる時期です。幼児期に引き続き、読み聞かせなどで絵と言葉から頭の中でイメージ化できるようにすることが必要です。

3・4年生くらいになると、目的に応じ、内容の中心をとらえたり、段落の相互の関係を考えたりしながら読むことができるようになってきます。また、少しずつ読書の幅が広がり、自発的に本を手にとって読むようになり、絵本から長編児童文学の読書に移行する重要な時期となります。

児童の発達段階に応じて、おはなし会、ブックトーク、児童文学の紹介など、楽しんで読書しようとする態度を育てる環境を構築します。

【施策】

- ◆ 読書の習慣が身につくように、読書時間の確保に努める。【こども課】
- ◆ 保護者などからの寄贈によるものも含めて、学童保育所内に児童図書の実を充実を図る。【こども課】
- ◆ 市立図書館の団体貸出制度を利用し、多くの本との出会いを手助けする。【こども課】

④学校図書館の「学習情報センター」機能の充実

「学習情報センター」としての機能は、教室での授業で学んだことを確かめ、広げ、深める、資料を集めて、読み取り、自分の考えをまとめて発表するなど、児童生徒の主体的な学習活動を支援するものです。児童生徒が学習に使用する資料や学習の成果物などを蓄積し、いつでも自由に活用できるような機能の充実に努めます。

とりわけ最近では、個々の教師の創意工夫による教育活動の充実が

ますます重要となる一方、それぞれの教師の業務は年々多忙となっており、子どもたちへの指導の準備に要する時間も含め、子どもと向き合う時間の確保に困難を抱えている実情があります。

こうした中であって、教師に最も身近な情報資料拠点である学校図書館を教材研究や授業準備等の支援にも有効に活用していけるようにする必要があります。学び方を学ぶ場として、各教科における本を使って調べる学習に活用できる「学習情報センター」としての機能を充実します。

【施策】

- ◆ 学校図書館を活用して、各教科及び総合的な学習の時間における調べ学習の充実を図る。【学校教育課】
- ◆ 学校司書の資質向上のため、研修機会を充実する。【学校教育課】
- ◆ 教材資料の収集・提供など教師サポート機能を充実する。【学校教育課】

⑤学校図書館の活性化を図るための体制整備

本市の小中学校においては、12学級以上の学校には司書教諭が配置されており、学校司書についても、複数校を兼務する体制で5人配置しています。

学校図書館がその機能を十分に発揮し、児童・生徒のみならず教師が学校図書館を有効に活用できるようにするために、学校全体としてのマネジメントが重要です。つまり、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整備することが必要です。

すべての教職員が学校図書館の活用について共通理解を深め、司書教諭を中心に教科教諭や学校司書等の協力体制を充実します。

また、資料収集に当たっては、司書教諭等が単独で資料の選定を行うのではなく、例えば、図書選定委員会を組織し、図書選定基準を定めるなど他の教員等の要望も反映されるような仕組みを構築します。

【施策】

- ◆ 司書教諭・学校司書の役割等について、共通理解を深め、教職員の協力・連携体制を確立する。【学校教育課】
- ◆ ボランティアや保護者の協力を得て、学校図書館の運営体制を支援する。【学校教育課】

(3) 市民の読書活動に関する理解と関心の普及

①啓発・広報活動の推進

絵本から始まり、次第に長編児童文学作品を読むことで感動する心や他人を思いやる心を育む、生活の身近な疑問や学校の宿題を本で調べ解決する、興味・関心のある分野の本を熟読し知的好奇心を満足させるなど、子どもの精神的な発育にとって、読書は欠かせない行為です。さらに、大人になっても読書習慣を継続することにより、生涯にわたり心の豊かさを実感し、さまざまなことを学ぶことができる極めて有意義な個人的活動であります。

これらの読書を通して市民の文化的な活動を支援するために、さまざまな機会を捉えて、読書活動に対する市民の意識を高める取組を推進します。

市立図書館や関係団体と協力して、読み聞かせ、ブックトーク、朗読会等のイベントを実施したり、自主的な朗読サークルの結成を支援したりするなど、幼児からお年寄りまでさまざまな年代を対象に読書活動の推進に努めます。

市立図書館報「ライブラリー通信」、市立図書館ホームページ等の広報媒体を通じて、読書活動推進のイベントやおすすめ図書などの情報を提供してまいります。また、特色ある優れた活動を実践している団体等の活動を広く紹介するなど優れた取組の奨励を図ります。

【施策】

- ◆ 「子ども読書の日 4/23」、「子ども読書週間 4/23～5/12」、「読書週間 10/27～11/9」の周知と効果的なイベントを実施する。【市立図書館、こども課、学校教育課、生涯学習課】
- ◆ 市立図書館ホームページ等の広報媒体による情報を提供する。【市立図書館】
- ◆ 子どもの発達段階に応じた推奨図書を周知する。【市立図書館、こども課、学校教育課】
- ◆ 青少年のための健全育成に有益な図書を推奨する。【市立図書館、こども課、学校教育課、生涯学習課】
- ◆ 保育所・幼稚園・小学校の社会科学習等において、市立図書館を見学する。【市立図書館、こども課、学校教育課】

- ◆ 市立図書館において、中学生・高校生の職場体験、インターンシップを受け入れる。【市立図書館】
- ◆ コミュニティセンターや公民館分館・地区公民館等の施設を活用し、読書活動に対する市民の意識を高める取組を推進する。【市立図書館、生涯学習課】

V 計画を推進する体制

(1) 那珂市立図書館協議会

本計画の進捗状況を総合的かつ定期的に評価し、効果的な読書活動推進の取組について意見交換を行い、必要があれば計画の見直しを提言します。

(2) 読書活動推進会議（仮称）

本計画に基づく事業を実施する中で、障害となる課題を検証し、その具体的な解決策を討議するなど関係部署の有機的な連携を図り、市民の読書活動を円滑に推進するため読書活動推進会議（仮称）を設置します。

読書活動推進会議（仮称）は、こども課、健康推進課、学校教育課、生涯学習課の各課長及び担当係長並びに社会福祉協議会事務局長をもって構成するものとします。

◎子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日、法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ど

も読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

◎衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

◎子どもの読書活動の推進に関する法律の施行について
(文部科学事務次官通知)

13文科ス第369号
平成13年12月12日

各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
国立久里浜養護学校長
国立教育政策研究所長
放送大学長
日本芸術文化振興会長
各都道府県教育委員会
各政令指定都市教育委員会
各都道府県知事
各政令指定都市市長
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター理事長 殿
独立行政法人国立青年の家理事長
独立行政法人国立少年自然の家理事長
独立行政法人国立女性教育会館理事長
独立行政法人国立特殊教育総合研究所理事長
独立行政法人教員研修センター理事長
独立行政法人国立科学博物館理事長
独立行政法人国立博物館理事長
独立行政法人国立美術館理事長
独立行政法人国立国語研究所長

文部科学事務次官
小野元之

子どもの読書活動の推進に関する法律の施行について (通知)

先の第153回国会において、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(以下「法」という。)が成立し、別添のとおり、平成13年12月12日付けをもって、法律第154号として公布され、同日施行されました。

その制定の目的、内容及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、子どもの読書活動の推進に向けた御理解と取組をお願いします。

各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会、市町村長、所管又は所轄の学校及び学校法人、関係団体等に対しても、本法の制定の目的、内容等について御周知くださいますようお願いいたします。

なお、本法については、附帯決議がなされておりますので、あわせて通知し

ます。

記

第1 目的（法第1条関係）

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とするものであること。

第2 内容

1 基本理念（法第2条関係）

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないこと。

2 国及び地方公共団体の責務（法第3条及び第4条関係）

- (1) 国は、上記1の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。（法第3条関係）
- (2) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること。（法第4条関係）

3 事業者の努力（法第5条関係）

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

4 保護者の役割（法第6条関係）

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

5 関係機関等との連携強化（法第7条関係）

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に

実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

6 子ども読書活動推進基本計画（法第8条関係）

- (1) 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならないこと。（第1項関係）
- (2) 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。（第2項関係）
- (3) 上記(2)は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用すること。（第3項関係）

7 都道府県子ども読書活動推進計画等（法第9条関係）

- (1) 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならないこと。（第1項関係）
- (2) 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならないこと。（第2項関係）
- (3) 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならないこと。（第3項関係）
- (4) 上記(3)は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用すること。（第4項関係）

8 子ども読書の日（法第10条関係）

- (1) 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設けること。（第1項関係）
- (2) 子ども読書の日は、4月23日とすること。（第2項関係）

(3) 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこと。(第3項関係)

9 財政上の措置等(法第11条関係)

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

10 施行期日(附則関係)

この法律は、公布の日から施行すること。

第3 留意事項

1 国においては、子ども読書活動推進基本計画を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施していくこととしているが、各地方公共団体においても、当該地域における子どもの読書活動の推進状況等の実情を踏まえ、自主的判断により、子ども読書活動推進計画を策定し、関連施策を推進するよう努められたいこと。

2 国においては、子ども読書の日の趣旨を踏まえ、それにふさわしい事業を実施することとしているが、各地方公共団体においても、当該地域の実情等に応じて、自主的判断により、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努められたいこと。

第4 衆議院文部科学委員会における附帯決議

(16ページ参照)

◎学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について
(文部省初等中等教育局長通知)

文初小第447号
平成9年6月11日

附属学校を置く各国立大学長
各都道府県教育委員会
各都道府県知事
国立久里浜養護学校長

殿

文部省初等中等教育局長
辻 村 哲 夫

学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について (通知)

このたび、別添のとおり、「学校図書館法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が平成9年6月11日法律第76号をもって公布され、同日から施行されました。

また、「学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令」(以下「規模政令」という。)が、平成9年6月11日政令第189号をもって公布され、同日から施行されるとともに、あわせて「学校図書館司書教諭講習規程」(昭和29年文部省令第21号)の一部が改正されました。

これらの法令改正等は、学校図書館の重要性に鑑み、その運営の中心的な役割を担う司書教諭の計画的な養成・発令を促進し、もって学校図書館の一層の充実を図ることを目的としたものであります。

改正法令等の概要及び留意事項は下記のとおりですので、今後、これらの改正法令等の趣旨に沿って司書教諭の計画的な養成・発令の促進等に努めるとともに、管下の学校に対して御指導願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、管下の市町村教育委員会に対しこれらのことを通知し、改正法令等の趣旨を徹底されますよう御配慮願います。

記

1 改正法令等の趣旨

学校図書館は学校教育に欠くことのできないものであり、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能とともに、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには創造力を培い学習に対する興味・関心等を呼び起こし豊かな心を育む読書センターとしての機能を果たし、学校教育の改革を進めるための中核

的な役割を担うことが期待されている。特に、これからの学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力等を育むことが求められており、学校図書館の果たす役割はますます重要になってきている。

学校図書館法（以下「法」という。）においては、学校図書館の中心的な役割を担う司書教諭の設置を当分の間猶予することとされてきたが、今後の学校図書館の役割の重要性に鑑み、司書教諭の養成・発令を一層促進するため、学校（法第2条の「学校」をいう。以下同じ。）における司書教諭設置の猶予期を、政令で定める規模以下の学校を除き、平成15年3月31日までの間とするとともに、司書教諭養成のための講習を行う機関の拡充を図ることとしたものである。

2 改正法令等の概要

(1) 司書教諭講習に関する事項（法第5条関係）

司書教諭講習については、これまで文部大臣の委嘱を受けた大学で行うこととされていたが、大学に加えて大学以外の教育機関も、文部大臣の委嘱を受けて司書教諭の講習を行うことができることとしたこと。

(2) 司書教諭設置の猶予期間に関する事項（法附則第2項及び規模政令関係）

司書教諭設置の猶予期間が平成15年3月31日までの間とされる学校を、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあつては、学級の数と通信制の生徒の数を300で除して得た数とを合計した数）が11以下の学校（以下、「11学級以下の学校」という。）を除くすべての学校としたこと。

3 留意事項

(1) 司書教諭については、これまでも昭和32年5月2日付け委初第165号、平成5年10月27日付け文初小第336号及び平成7年9月18日付け文初小第357号等により発令の促進を促してきたところであるが、改正法の趣旨を踏まえ、今後は、司書教諭有資格者の養成・確保及びその発令をより一層計画的に推進するよう努めること。

(2) 改正法令等では、11学級以下の学校においては当分の間司書教諭を置かないことができるとされているが、学校図書館における司書教諭の重要性に鑑み、これらの学校においても司書教諭の設置がなされるよう努めることが望まれること。

(3) 司書教諭がその職責を十分に果たせるよう、校内における教職員の協働体制の確立に努めること。その際、各学校の実情に応じ、校務分掌上の工夫を行い、司書教諭の担当授業時間数の減免を行うことは、従来と同様、可能であること。

(4) 司書教諭講習を実施する教育機関としては、例えば、各都道府県及び市

町村の教育センター等が考えられること。

- (5) 学校図書館担当の事務職員は、図書館サービスの提供及び学校図書館の庶務・会計等の職務に従事しているものであり、その役割は、司書教諭の役割とは別個のものであることに留意すること。
- (6) マルチメディア時代に対応した学校図書館のより一層の充実と利用の促進を図るため、図書館資料や視聴覚機器、情報機器の整備に努めるとともに、公共図書館との連携や地域のボランティアの活用等による開かれた学校図書館づくりを推進するよう努めること。